

【イギリス】 2012 年地方財政法の制定

海外立法情報調査室・河島 太郎

* 2012 年地方財政法は、経済成長の実現、地方財政に対する中央集権的な統制の緩和による自律性の向上及び財政赤字の削減を約束した政権公約の達成を図り、地方自治体の自主財源を拡充しながら、地方自治体に税を減免する権限を与えるものである。

1 趣旨

2012 年地方財政法 (c.17, 以下「2012 年法」) が 2012 年 10 月 31 日に制定された。2012 年法は、ビジネスレイト (税の 1 種) の一部を地元に残留するビジネスレイトの地元留保制度 (以下単に「地元留保制度」) の導入等のビジネスレイト改革、地方自治体に対し年金受給者等の社会的弱者のカウンシル税を減免する権限を与えるカウンシル税減免制度、地方自治体が空き家に対するカウンシル税の税率を加算する制度等を定める。2012 年法は、本則 22 か条に附則 4 を伴う。以下、その概要を紹介する。

2 ビジネスレイト(第 1 条～第 8 条・第 1 附則～第 3 附則)

イギリスのビジネスレイト (non-domestic rate 又は business rate) は、歳入関税庁に置かれた資産評価庁が算定した事業用不動産の評価額を基準として不動産占有者に課される国税であるが、一旦国庫に納付後、各地方自治体に交付されてきた (注1)。2012 年法は、地方自治体が積極的に地域経済の成長を図る財政的な誘因を与えるため、同税の税収の一部 (50%とする方針) を地元に残留する地元留保制度を設ける (注2)。

国務大臣は、下院の承認が必要な地方財政報告を毎年作成し、同報告でビジネスレイトの国庫納付率と地元留保率を設定する。国庫納付分の税収はビジネスレイト基本会計に繰り入れ、地元留保分の税収は地元留保制度に充当する。制度導入当初は財政悪化を来す地方自治体が生じないように、国が同会計から地方自治体に交付する額及び地方自治体が国に納付して同会計に繰り入れる額を地方財政報告で調整する。これに加えて、地元留保制度により過大な増収のある地方自治体には増収賦課金 (levy) を納付させて増収賦課金会計に繰り入れ、その資金を主にビジネスレイト収入の不十分な地方自治体に交付する。この安全網の仕組みは、国務大臣が規則で定める (注3)。

なお、地元留保制度により、地方自治体の新たな資金調達方法として「増加税収財源措置 (Tax Increment Financing: TIF)」 (注4) が可能になるとされている (注5)。

3 カウンシル税(第 9 条～第 16 条・第 4 附則)

(1) カウンシル税減免制度(第 9 条・第 10 条・第 4 附則)

カウンシル税 (council tax) は、資産評価庁が算定した居住用不動産の評価額を基準として不動産占有者に課される地方税である (注 6)。従来は国が低所得者に課税相

当額の社会保障給付を支給して事実上カウンスル税の納税を免除するカウンスル税給付の制度があったが、2012年福祉改革法(c.5)が同年3月に制定され(注7)、生産年齢層の社会保障給付受給者を対象とした就労促進策の一環としてカウンスル税給付制度の廃止が決定された。これに伴い、今回は、地方自治体の自主財源の強化及びその地域経済の将来に対する関与の強化を図り、就労を期待できない年金受給者等の社会的弱者の税額を地方自治体が減免するカウンスル税減免制度を設けることとした。

ただし、年金受給者等への支援の水準が低下しないように制度の全国的な枠組みを設けるため、2012年法に地方自治体が制定するカウンスル税減免制度の基準について国務大臣が命令で定める旨の規定が設けられた。この基準等に従い、各徴税自治体は、2013年4月1日に始まる会計年度から実施するカウンスル税減免制度を同年1月31日までに制定しなければならない。なお、この命令には、出入国管理に服する者(注8)を減免の対象から除外する旨の基準が盛り込まれる方向であるとされている(注9)。

(2) カウンスル税のその他の改革(第11条～第16条)

空き家の利用促進を図るため、継続して2年を超える非居住家屋(この間の居住が6週間以内の家屋は非居住家屋とみなされる。)のカウンスル税の税率について居住家屋の同税率の5割増まで地方自治体が加算することができる旨の規定、家屋に抵当物件占有譲渡抵当権者がある場合には、これにカウンスル税を課す旨の規定等がある。

4 その他

歳入関税庁が徴税自治体に提供するカウンスル税関係情報に関する規定(第17条)等がある。なお、2012年法は、一部の規定を除き、2013年4月1日から施行される。

注(インターネット情報は2013年1月22日現在である。)

- (1) 池田美保「英国の税務行政と税制」国税庁税務大学校『税大ジャーナル』17号, 2011.8, p.194.
- (2) Eric Pickles, *Local Government Finance legislation gains Royal Assent*. 1 Nov. 2012. <<https://www.gov.uk/government/news/local-government-finance-legislation-gains-royal-assent>>
- (3) Matthew Keep et al., "Local Government Finance Bill 2010-12", *Research Paper*. 12/01, 5 Jan. 2012. pp.16, 19. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/rp12-1.pdf>>; *Local Government Finance Act 2012; Explanatory Notes*. paras.8-11. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2012/17/notes/data.pdf>>
- (4) 例えば、地域開発後に見込まれる税収増を担保として開発資金を調達する方法であり、アメリカの自治体で幅広く利用されている。「自治体関連の法案も多数明らかに ~ クイーンズ・スピーチで政府法案が発表に」『(財)自治体国際化協会ロンドン事務所マンスリートピック(2012年5月)』注14, 2012.6.20 p.5. <http://www.jlgc.org.uk/jp/information/monthly/uk_may_2.pdf>
- (5) Eric Pickles, *op.cit.* (2); Matthew Keep et al., *op.cit.* (3), p.39.
- (6) 池田美保 前掲注(1), pp.193-194.
- (7) 河島太朗「2012年福祉改革法の制定」『外国の立法』252-2号, 2012.8, p.8. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3517514_po_02520204.pdf?contentNo=1>
- (8) イギリスを含む欧州連合加盟国にノルウェー等の3か国を加えた欧州経済領域(EEA)加盟国の国民でない者であることが前提となる。Immigration and Asylum Act 1999 (c.33), s.115 (9).
- (9) Department for Communities and Local Government, *Localising support for council tax in England: Government's response to the outcome of consultation*, 19 December 2011, para.6.7. <<http://www.communities.gov.uk/documents/localgovernment/pdf/2053712.pdf>>; *Local Government Finance Act 2012; Explanatory Notes*. *op.cit.* (3), para.17.